

整備を行うとしているところです。

仮に支庁改革がされた場合には、町としては、今まで北海道が処理してきた事務のうちから、住民サービスに影響のある事務を最低限受け入れしなければなりません。行政改革に伴い職員数を削減してきた道内の小規模町村において、事務量に応じた人的配置が必要な中で、行政体制が整わず、権限委譲に対応できない事態も想定されます。このため、町としても、北海道から示されている権限委譲の内容を見極めながら対応してまいります。

いずれにしても、桧山支庁が廃止されれば、住民生活への影響、桧山管内の人口の減少をもたらす重要な事項ですから、北海道町村会、桧山支庁管内町村会と連携を図りながら対応してまいります。

認知症（痴呆症）老人対策について

内 糸 清 議員

問

が五ヶ所と聞いていますが、十分に対応できるか。

老人人口が著しく高まっています。特に認知症老人人口は約四%の発症率と言われ、老齢になるほど身体の障害が生じ、入院、通院など不本意な生活を余儀なくされる実態があります。身体の障害については、医療措置により治癒することが可能であり、あるいは完治しないまでも悪化を防止することもできるし、施設も整備されつつありますが、問題は認知症老人対策である。

①せたな町でどの程度の認知症老人がいると推定されていますか。

将来の必要性について検討

答・町長

①在宅介護支援センターが把握している状況で、それぞれ

人によって状態に差がありますが、認知症の診断を受け、要支援、要介護と認定されています。

在宅で認知症の状態にある人がせたな町全体で約九十五人です。

在宅者については、潜在的にもつと多くの人数がいるのではないかと推測されますが、この数字は居宅介護支援事業所、在宅介護支援センターが家庭訪問など調査を行つて把

握している数字です。

②介護保険法に基づく要介護者で、認知症の状態にあると認定された人であれば、町内でこの地域の人でも対象となります。

③その人の状況によつて、別な施設への入所が必要であれば、そのように手続きを行うことになります。

④せたな町には、特老・老人ホーム等があり、現在対応しています。施設の種類によつてそれぞれの利用の要件は異なりますが、要介護の認定を受けている人であれば、どの施設でも利用できる状況になりますし、現在の利用状況ありますし、現在の利用状況からして、今以上の要望に十分対応できる状況になつています。

⑤平成十八年二月に瀬棚区で開設予定のグループホームの運営や近隣町村の入居状況です。

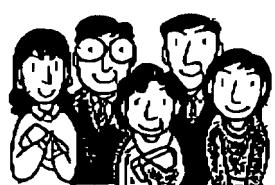
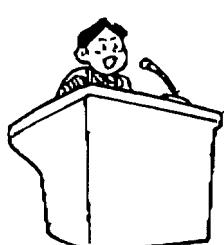
さらに町内の認知症高齢者の推移などを見極めながら、民間の参入も視野に入れた中で、将来の必要性についてこれから検討したいと考えています。

議会を傍聴してみませんか。

町政はあなたのためになに……

次の定例会は3月です。

＊＊＊お気軽においでください＊＊＊



地方自治の自立、自主財源確保について

大塚 泰淳 議員

問

福島県の矢祭町を参考に、地方自治の自立と財政改革について質問します。

自立した町づくりを、今から始めなければならないと思います。

そこで、何と言つても行政の根幹をなすものは、人材と財政だと思います。

町役場は、有能な人材と多くの職員があり、大企業であります。町役場としての原点を忘れず、町民のため、地域のために何が出来るか、今問われていると思います。

税収の乏しい我が町としては、地方交付税も三位一体改革で、年々交付金等の削減で将来は決して明るくありません。

するように指示しています。
先日、合併特例区協議会の開催、地域町内会長等代表者懇談会を開催し、地域の実態を確認したところですが、課題をできるだけ先延ばししないで解決するよう各支所に指示しています。

合併に伴いさまざまな地域課題や事務的な調整課題などを抱え、それぞれの職員が解決に日夜努力しております。

今後、道派遣交流を含めた職員研修の継続、中堅職員研修などの派遣も積極的に行い、また、民間会社での研修派遣も視野に入れ、経営感覚を持つ人材を養成する研修機会の拡充が必要と考えています。

また、自主財源確保の一つの方法として町広報の紙面を研鑽し、新しい町づくりをこれから自立を目指して努力してまいりたいと考えています。

現在、町としては、財政当局を通じて各課、総合支所に新年度予算編成について、徹底したコスト削減、さらには住民の不利益やサービス低下につながるよう創意工夫

町の自主財源確保は、基本的には基盤産業である農林水産の生産向上をさせる努力を、今後とも生産者、農協、漁業、関係団体が一丸となつてお互に知恵を出し合つて努力することがコスト削減につながると必要があると考えております。

今後も公用車、公宅の廃止とか、小さな改革ですが一つの緊張感として職員が意識改革を持つことがこれから大事です。

例えば、七飯町では町広報の広告事業で活用とのお話をですが、貴重なご提案と受け止め、今後考えたいと思います。

ただ、公共の紙面でありますので、広告の種類であるとか、また、紙面の工夫広告料等については、今後検討が必要なことから、多少時間がかかるものと考えています。

民間ならば頭を下げていろんな商売をし、収入を得ることをします。

そういう意識が物を無駄にしないとか、紙一枚でもボルペン一本でも大事にすることがコスト削減につながると思います。ひとつ職員の意識改革という基本的な考え方でお願いします。

答・町長

まずは、私は町職員の意識改革のことを基本に質問したわけです。

町長も公用車、公宅の廃止とか、小さな改革ですが一つの緊張感として職員が意識改革を持つことがこれから大事です。

行政が取り組む問題はたくさんあると考えています。

そんな形で、できるだけ自主財源の確保を進めていきたいた中での行政サービスの向上ということも、当然これからも考えてまいります。

もちろん広告事業についても十分考えさせていただきます。

合わせて、様々な改革をし

た中での行政サービスの向上

ということも、当然これからも考えてまいります。

答・町長

行政が町民のためにもっと模索しなければなりません。

行政は本当に大企業だと思

防災無線の 有効活用について



問 大成区と瀬棚区に防災無線が整備されており、大成区の場合、当初は防災関係と行政側の連絡のみ放送が終始されていましたが、現在は住民の強い要望により葬送の案内にも活用されています。

また、行政側の連絡は回覧、個別配布という手段で町民に周知徹底していることは評価します。

しかし、高齢化の中で文章を読むことは困難、大儀とい

う方もあり、目で読むより耳から入った方が理解できる方もあり、もつと防災無線の活用を有効かつ事業的に運用すべきだと思います。

個人的な場合は別として、例えば有料で民間の団体の行事連絡網に活用、広く町民に開放し、町民の福祉的な目的にもっと利用し、税収を少しでも上げ財政を確保しつつ、自立でき得る行政を摸索していかなければならぬと思ひます。

町長の率直な所見をお聞かせ下さい。

電波法に抵触するため実施できない

答・町長

防災行政無線本来の設置目的是、防災・災害情報を住民にいち早く伝達し、災害の未然防止や災害時の応急、救助対策、災害復旧などの通信手段を確保することによって住民福祉の増進を図ることとしています。同施設の運用が進む中で、住民から利用拡大

の強い要望がなされる都度、防災行政無線システム運営委員会に諮り、電波法に定める無線局開設並びに運用基準はもとより、防災行政無線施設管理条例の設置目的などと照らし合わせながら利用拡大を図ってきたところです。

大成区にあつては、平成十六年度において、災害時の緊急連絡四十五件、お悔やみ案内等地域生活情報七十七件、密漁防止など各種啓発五十三件、各種検診等の案内三十八件など二百五十に及ぶ放送が行われており、住民要望に即した形で行政全般にわたって運営が図られているものと考えます。

むばかりでなく、自主財源となる使用料などの滞納問題があるので、本庁並びに総合支所にせたな町税等収納推進対策本部を設置し、十二月一日より既に各課横断的な取り組みをしているところですが、可能な限り自主財源の確保をするため、職員一丸となつて知恵を出し合い、あらゆる対策を講じてまいりたいと考えています。

規則を見ても、別に広く町に開放しても悪いという規則はありません。

介護老人保健施設の町長の取組み姿勢について

熊野主税議員

問 新町建設計画にある老健施設は、駆け込み的に計画した訳ではなく、地域介護・福祉空間整備等交付金の創設された計画策定にある三ヵ年計画に基づいたこと、せたな町国

民健康保健科診療所の村上医師が着任以来求めてきたプライマリ・ケアの概念と、地域医療を求めてきた町との話し合いによって進んできた経緯からであります。

これまでの取り組みはテレビ、新聞等で紹介され、各地からの視察に来ている状況でもご承知と思います。

老健に不可欠な理学療法士、作業療法士もスタッフに居り、支援ハウス、グループホームと点から面にとの流れの中で介護老人保健施設と一緒にスタッフの取組姿勢と、そしてせたな町になつてこの施設

が益々求められてきている現状を考えた時、この計画が遅れる事の無いよう前向きな姿勢で臨むべきと、思うが町長自身のお考えをお聞きしたい。

仮称「医療対策協議会」

を設置

答・町長

医療体制等の充実につきましては町民が強く望んでいる最重要課題であることを強く認識しながら今後取り組んでまいりたいと考えているところです。

質問の瀬棚区の老人施設につきましては、旧瀬棚町の取り組みであり、新町に十分対応できるか、改めて検討をす

る必要があるのではないかどううかというふうな認識を持つております。

そのため平成十八年度の早い時期に仮称・医療対策協議

会を設置しながら医療施設等に関する議論を深めてまいりたいと考えております。

当然のことながら、その中

についても医療と大きなかかわりがある上に、今後求めら

れる施設であると強く認識していることから、十分論議を重ねて取り組んでまいりたい。

答・町長

旧瀬棚町の取り組みとい

うことから、必ずしも新せたな

町全町に十分対応していない

のではないかというような懸念が一つございますので、こ

ういつたことも医療対策協議会で十分検討しながら、しっかりとせたな町全域に対応できる施設にと考えております。

また医療対策協議会につきましては法定協議会での承認

事項ですのでそれも考慮しながらとり進めていかなければなりません。

老人保健施設は重要な施設ですでの、今後十分な議論の中で実現に向けて努力をしてまいりたい。

それはすべて仮称・医療対策協議会、この議論にゆだねるというスタンスであります。

また合併前の三町ではそれの入札の仕方があつたと思いますが、三町合併を機会に入札の公平、公正、透明性をより高める為、入札状況を一般市民が傍聴できる様にし、市民になじみの薄い入札制度について知つてもらえるメ



問 旧瀬棚町と旧大成町の広報誌には入札結果が掲載されていましたと聞いております。

新せたな町の広報誌にも入札結果を掲載し、市民の皆さんにお知らせする必要がある

と思いますが町長のお考えを伺います。

執行の一般公開について

入札結果の広報掲載と入札執行の一般公開について

問 旧瀬棚町と旧大成町の広報

誌には入札結果が掲載されていましたと聞いております。

新せたな町の広報誌にも入札結果を掲載し、市民の皆さんにお知らせする必要がある

と思いますが町長のお考えを伺います。

また合併前の三町ではそれの入札の仕方があつたと思いますが、三町合併を機会に入札の公平、公正、透明性をより高める為、入札状況を一般市民が傍聴できる様にし、市民になじみの薄い入札制度について知つてもらえるメ

リットもあり、情報公開の意味でも入札執行の傍聴できる制度を設けてはと思うのですが、町長のお考えをお聞きいたします。